



平成25年10月16日

福岡国道事務所・筑紫野署が合同で特殊車両等の取締りを実施

現在、道路構造物（道路・橋梁等）の保全、交通の危険防止のため、道路法第47条の2により車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値）が定められ、最高限度を超過した車両（以下、特殊車両）が道路を通行する際は許可が必要です。

今回、国土交通省福岡国道事務所は、特殊車両が通行許可を取得し、許可条件に基づき通行しているかを確認する「特殊車両取締り」を警察と連携して実施します。

なお、福岡県による不正軽油に関する路上抜取調査も合わせて実施します。

■ 実施内容

- ・ 日 時：平成25年10月16日（水） 午前10：00～午前12：00
雨天時、取締りは中止となりますので、天候不良の場合は下記にお問い合わせ下さい
（予備日：平成25年10月17日（木） 午前10：00～午前12：00）
- ・ 場所：国道3号 福岡県筑紫野市美しが原七丁目地先
- ・ 取締り内容
通行車両の特殊車両を選定し、車両諸元の計測と許可証を確認し、違反車両には警告や是正措置を行います。

■ 補足

- ・ 取締りの秘密性を確保するため、解禁は上記のとおりでお願いします。
- ・ 現地取材については、事前に下記に申し込み下さい。

《問合せ先》

国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所
電話：092-681-4731（代表）

技術副所長 つじ よしき 辻 芳樹（内線 205）

管理第一課長 うこん じゅんいちろう 右近 淳一郎（内線 431）



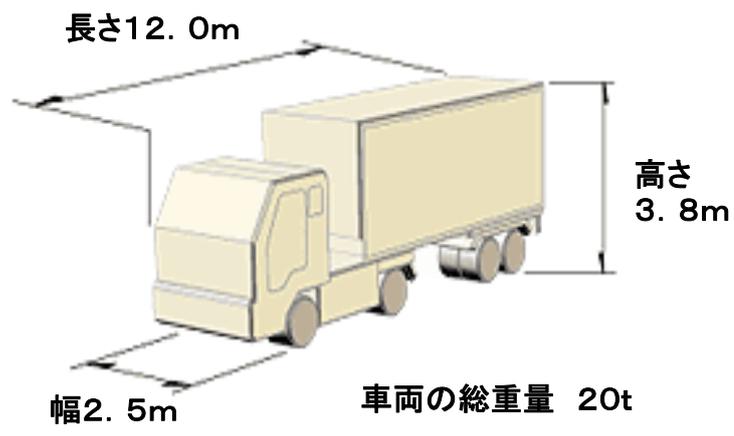
福岡国道

国土交通省九州地方整備局
福岡国道事務所

車両の大きさや重さの最高限度(一般的制限値)

車両が道路を通行する際は、道路構造物の保全、交通の危険防止のため、車両の大きさや重さの最高限度(一般的制限値)が車両制限令により定められています。

最高限度を超える車両は、道路管理者の許可条件のもと道路を通行しなければなりません。



取締場所の詳細

